

「品川区特別区税条例の一部を改正する条例」 に係る専決処分について

「地方税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）（以下「改正地方税法」という。）」が令和 7 年 4 月 1 日に施行（同年 3 月 31 日公布）された。本改正のうち、同年 4 月 1 日に施行する必要のある下記内容について、同年 3 月 31 日付け専決処分により「品川区特別区税条例」の一部を改正した。

1 概要

二輪車の車両区分の見直し（軽自動車税（種別割））

令和 7 年度税制改正において、軽自動車税（種別割）の税率に下記のとおり新区分が追加されることとなった。

総排気量 125cc 以下で最高出力を 40kw（50cc 相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税（種別割）の税率を年額 2,000 円（50cc 原付と同額）とする。この税率を適用するための規定整備を行う。

※ 現行の 50cc 原付バイクは、令和 7 年 11 月排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産・販売の継続が困難となる。

2 改正内容

別紙のとおり

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 専決処分とした理由

令和 7 年度軽自動車税（種別割）は令和 7 年 4 月 1 日時点の所有者に対し賦課決定するものであるが、改正地方税法の公布が令和 7 年 3 月 31 日であり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分した。

品川区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○品川区特別区税条例 昭和39年12月15日条例第48号 (種別割の税率) 第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワット以下のもの <u>(ウおよびオに掲げるものを除く。)</u> 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの <u>(ウに掲げるものを除く。)</u> または定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</u> <u>エ</u> 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの <u>(ウに掲げるものを除く。)</u> または定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 <u>オ</u> 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものおよび道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるものまたは定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2) 軽自動車および小型特殊自動車 ア 軽自動車 (ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円	○品川区特別区税条例 昭和39年12月15日条例第48号 (種別割の税率) 第39条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワット以下のもの <u>(エに掲げるものを除く。)</u> 年額 2,000円 イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のものまたは定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 <u>ウ</u> 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるものまたは定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 <u>エ</u> 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものおよび道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるものまたは定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2) 軽自動車および小型特殊自動車 ア 軽自動車 (ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

改正後	改正前
(イ) 三輪のもの 年額 3,900円 (ウ) 四輪以上のもの a 乗用のもの 営業用 年額 6,900円 自家用 年額 1万800円 b 貨物用のもの 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円 c 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円 イ 小型特殊自動車 (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円 (イ) その他のもの 年額 5,900円 (3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円 2 前項の規定にかかわらず、軽自動車等の使用に対して課する種別割の税率は、同項各号に規定する税率の7割に相当する額とする。 (種別割の減免) 第46条 区長は、種別割の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認める者に対し、種別割を減免する。 (1) 災害その他これに類する理由により生活が困難となつた者 (2) 生活保護法により扶助を受ける者 (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情がある者 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。 (1) 軽自動車等の種別 (2) 軽自動車等の所有者等の住所または事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識	(イ) 三輪のもの 年額 3,900円 (ウ) 四輪以上のもの a 乗用のもの 営業用 年額 6,900円 自家用 年額 1万800円 b 貨物用のもの 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円 c 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円 イ 小型特殊自動車 (ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円 (イ) その他のもの 年額 5,900円 (3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円 2 前項の規定にかかわらず、軽自動車等の使用に対して課する種別割の税率は、同項各号に規定する税率の7割に相当する額とする。 (種別割の減免) 第46条 区長は、種別割の納税者について次の各号のいずれかに該当する者であつて必要があると認める者に対し、種別割を減免する。 (1) 災害その他これに類する理由により生活が困難となつた者 (2) 生活保護法により扶助を受ける者 (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情がある者 2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。 (1) 軽自動車等の種別 (2) 軽自動車等の所有者等の住所または事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称および個人番号（行政手続における特定の個人を識

改正後	改正前
別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）または法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称） (3) 主たる定置場 (4) 原動機の型式 (5) 原動機の総排気量または定格出力 <u>（第39条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量および最高出力）</u> (6) 用途 (7) 形状 (8) 車両番号または標識番号 3 第1項の規定によつて種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。 <u>付 則</u> <u>1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u> <u>2 改正後の第39条第1項第1号の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u>	別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）または法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称） (3) 主たる定置場 (4) 原動機の型式 (5) 原動機の総排気量または定格出力 (6) 用途 (7) 形状 (8) 車両番号または標識番号 3 第1項の規定によつて種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を区長に申告しなければならない。

2025年
4月1日
から

原付一種に新たな区分基準が追加されます!

原付一種の新基準
[総排気量]

50cc超 **125cc以下!**

[最高出力]

4.0kW以下!

総排気量が125cc以下でも
最高出力4.0kW超の

**原付二種は原付免許では
運転できません!**

○ 原付免許で運転可

総排気量が50cc以下の車両

+

総排気量50cc超125cc以下で最高出力
4.0kW以下の車両 (今回新たに追加)

総排気量だけではなく、「**最高出力**」を
カタログ等や販売店でよく確認を!

交通ルールは今までの原付一種と同じです!



最高速度30km/h以下



二段階右折



二人乗り禁止



最大積載重量30kg



白・フチなしのナンバープレート



詳細はこちら
日本自動車工業会ホームページへ



警察庁
National Police Agency



国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

jama
一般社団法人 日本自動車工業会